### 条例を制定

制定特別委員会で協議を重ね、 改革の取り組みの中で、 定数の削減など議会改革を推進 中心に議会報告会の開催や議員 にとってより身近な議会となる 平成27年2月から議会基本条例 必要性を全議員が共通認識し、 最高規範とする議会基本条例の してきました。

条例案の作成に取り組んできま

機管理対応」について、

その必

規模災害時等における議会の危

員政治倫理条例の制定」

と「大

が条例案の協議を進めるなか

今後の検討課題として

議

議会基本条例制定特別委員会

今後の検討課題

要性を共通認識しました。

今後市議会では、

議会基本条

において、 例」を全員賛成により可決し、 そして、 「高島市議会基本条 平成27年12月定例会 日から施行しま

た議会改革への取り組みをさら

に推進するとともに、

よ り 一

層

例に基づき、

これまで進めてき

指してまいります。

議会基本条例制定特別委員会

委員長

青谷

章

市民の皆様に開かれた議会を目

議会報告会を開催します

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

開かれた議会をつくります

高島市議会では、 議会活性化特別委員会を このような議会 市民の皆様 議会の

原則その他の議会に関する基本的事項を定かにするとともに、議会および議員の活動制の機関である議会の担うべき役割を明られ。 この条例は、二元代表制の下、合議

### (基本理念) に寄与することを目的とする。

図り、もって市民めることにより、

もって市民福祉の向上と市政の発展とにより、公平で公正な議会運営を

地域の実情に沿った行政を展開していくこと地方自治体には、自らの判断と責任において

が期待されています

高島市政は、

施行される中で、

地方分権改革が進められ

位置し、

古来から京都や奈良の都と北陸を結

私たちのまち高島市は、

琵琶湖の北西部に

文

ぶ交通の要衝として栄えてきました。

平成17年1月1日に6町村が合併し市制が

第2条 真の地方自治の実現に全力で取り組むこと れぞれが、その責任を自覚するとともに、あることから、議会の構成員である議員そ を基本理念とする。 市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、 議会は、 議会の構成員である議員そ市政の最高意思決定機関で

# 第 2 章 議会および議員の活動原則

託に応える役割と責任を担っています。元代表制の下で、それぞれが市民の信頼と負

た高島市長(以下

いう。)と、

議員で構成する高島市議会(以下「議会」と

市民から代表として選ばれた

同じく市民の代表として選ばれ

「市長」という。) との二

# (議会の活動原則)

議事 市

第3条 議会が市民を代表する議決機関であるに掲げる原則に基づき活動する。 議会は、 前条の基本理念に従い、

次

いう。)による市政運営が適正に行長その他の執行機関(以下「市長等頼性を重視し、市民本位の立場から 頼性を重視し、市民本位の立場から、市ことを自覚して公平性、透明性および信 うものとする ているかを監視するとともに、 「市長等」 評価を行れれ ٤

た議会づくりを推進し、その権能を最大限に正かつ透明な議会運営と市民にとって開かれそのため、議会はこれまで以上に公平で公展を目指していくことが求められています。

民福祉の向上はもとより、

市政のさらなる発

機関として最良の意思を決定することで、

議会は、多様な市民の意見を反映し、

発揮できるよう議会の役割と責任を再認識す

島市議会基本条例を制定します

(2)

第1章

総則

とを決意し、 るとともに、

ここに議会の最高規範として高 不断の議会改革に努めていくこ

会を目指す 公開および情報提供に努め、 市民に対し、 ものとする 議会活動 0 開かれ 極的な情報 た議

市民の多様な意見、 要望等の把握に努

> 取り組むものとする。め、政策立案および政 政策立案および政策提言に積極的に

互間の議論を尽くして合意形成を図るよ う努めるものとする。 議制の機関であることを認識し、 議会が言論の府であること、 および合 議員 相

# (議員の活動原則)

第 4 条 掲げる原則に基づき活動を行う る。 議員は、 市民の代表者として、 ものとす 次に

祉の向上を目指し活動するものとする。 るとともに、市民の代表者として市民福 議会の構成員として自己の資質を高め 議員相互間の議論を尽くすものとす

(2)

る。

市政全般に関して市民の多様な意見を

る説明責任を果たすものとする。
自己の議会活動について、市民に対し的確に把握するよう努めるものとする。 市民に対す

### (会派)

第5条 で、 を中心とした同一の理念を共有する議員5条 議員は、議会活動を行うため、政策 会派を結成することができる

る 相互に協議および調整に努めるものとす に調査研究を行い、 会派は、 は、 政策立案および政策提言のた 必要があると認めるときは、 必要に応じて会派間 会 で

派の代表者の会議を開催することができ



間討議を尽くします』